

# 雄物川地域 R6年度(R5年分)申告相談日程表

◇市県民税申告書はご自身で作成し、3月15日までに郵送してください。  
 申告書の作成が困難な場合は、下記のとおり申告相談を実施しますので、必ず必要書類をまとめたうえでお願いします。  
 ◇午前の受付について、受付時間内に来庁されたとしても、混雑状況により午後の部に回っていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

申告開始は午前8時45分からとなります。

会場	月	日	曜日	午前の部 (午前8時30分～11時まで受付)	午後の部 (午後1時～3時まで受付)			
雄物川地域局 会議室	2	9	金	荒町上 荒町下 馬場	下川原 館小路 下小路 下夕谷地			
		10	土	申告相談 お休み				
		11	日	申告相談 お休み				
		12	月	申告相談 お休み				
		13	火	横道上 横道下 今宿上 旭町	高畑上 高畑下 中島 中島東			
		14	水	石塚西 石塚東 北田	大塚 又兵衛			
		15	木	二井山 二井山第二・三 水沢	高花上 高花下			
		16	金	山内・十文字・平鹿・大森会場にて開催				
		17	土	横手・増田・平鹿・大森会場にて開催				
		18	日	申告相談 お休み				
		19	月	横手・十文字・平鹿・大雄会場にて開催				
		20	火	横手・十文字・平鹿・大雄会場にて開催				
		21	水	横手・十文字・平鹿・大雄会場にて開催				
		22	木	下鶴田 今宿東	八卦 今宿中 今宿西町 里見高花			
		23	金	申告相談 お休み				
		24	土	申告相談 お休み				
		25	日	申告相談 お休み				
		26	月	矢神 狼沢 郷 ハアカ坂	沼田			
		27	火	上桑 下桑 志戸ヶ池 栗林	造山1 造山2			
		28	水	東里1 東里2 東里3 東里上野	東里4 里見駅前 中村 壇ノ尻			
		29	木	回館 善光橋 南田 旭松	東槻 新丁 下毛谷地			
		3	1	金	横手・増田・平鹿・大雄会場にて開催			
			2	土	申告相談 お休み			
			3	日	申告相談 お休み			
			4	月	深井 南形	柏木 三ツ屋		
			5	火	上西野 常野	道地 下西野		
			6	水	大巻1 大巻2 末館	上大見内 下大見内 抱合 下宮田		
			7	木	薄井東 薄井西 手取	薄井南 船沼東 神谷地		
			8	金	横手・十文字・平鹿・大森会場にて開催			
9	土		申告相談 お休み					
10	日		横手・十文字・平鹿・大森会場にて開催					
11	月		横手・山内・増田・大森会場にて開催					
12	火		船沼西 船沼北 新城小出	下関西 下関南 下関北				
13	水		横手・山内・増田・大雄会場にて開催					
14	木		大沢中1 大沢中2 稻荷丁 新道	根羽子沢 大沢下1 大沢下2 寺田				
15	金		大沢上1 大沢上2 上法寺 金峰	鷹ヶ沢 坂ノ下				

※今年度は雄物川地域での予約日はありません。  
 ※行政区の割り当ては混雑を緩和するためのものです。  
 申告相談期間、ご都合のよい日にお越しいただけます。  
 ※3月10日(日)大森会場は予約日です。(TEL:26-2115)

## ◇申告にあたっての留意点

- ①農業等の事業所得を申告される方は、あらかじめ年間の収入・経費を計算してお越しください。
- ②医療費控除を受けようとする方は、個人ごとの医療機関ごとに集計し、事前に「医療費控除の明細書」を作成してから来場してください。明細書を作成して来ない場合、医療費控除の申告はできません。

◇次の申告は、市の会場では受付できませんので、**横手税務署**へ直接申告してください。

(1)初年度の住宅借入金等特別控除の申告 (令和5年中に入居した方)	(4)亡くなられた方の確定申告(準確定申告) (準確定申告については、原則として亡くなった日の翌日から4か月以内に申告する必要があります)
(2)土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告 (農業等の事業所得がある方は、市役所会場で収支内訳書を事前に作成する必要があります)	(5)住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方でローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方
(3)青色申告者の確定申告	(6)損失申告の方
	(7)免税牛に関する確定申告

※申告会場は混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

●申告相談の概要と各地域局の日程表は市ホームページに掲載しております。

横手市役所 雄物川地域局 雄物川市民サービス課 ☎0182-22-2156